

○ 適格請求書発行事業者の登録の早期申請のお願い（天王寺税務署）

現在、大阪国税局管内を含め、全庁（国）的に適格請求書発行事業者の登録申請の申請書提出件数は、事業者数に比して低調な状況となっております。

この状況が継続すれば、原則的な申請期限（令和5年3月31日）が近づいてくる年末頃から登録申請の集中が想定され、御関与先へ登録通知書を送付する際に、相当のお時間を要することが見込まれます。このため、申請を予定している事業者の早期申請に引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、インボイス制度導入に当たり、御関与先に対し、必要に応じて取引先と取引条件の見直しを相談していただく必要もあり得ることをご留意ください。

また、以下の点についてご協力よろしく申し上げます。

- ① 税務署から会員の皆様に対して、個別に早期申請に向けたお願いを行った場合の対応
- ② 登録申請及び登録通知について、登録申請書の処理を円滑に進めるために、引き続きの e-Tax の御利用

【参考情報】

- インボイス制度 特設サイト
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)
インボイス制度に関する各種情報を案内（随時更新）
- 中小企業庁のホームページ
(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf)
インボイス制度への支援をするための補助金についての資料
- 公正取引委員会のホームページ
(https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/invoice_qanda.html)
免税事業者及びその取引先の対応に関する考え方を明らかにしたQ&A